

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 外部評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）が、交流人口の増加や徳島県東部圏域の活性化を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施する事業の評価や効果等を検証するため、一般社団法人イーストとくしま観光推進機構外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 徳島県東部圏域の延べ宿泊者数、観光入込客数等の重要業績評価指標の評価や検証に関すること。
- (2) 重要業績評価指標の進行管理に関すること。
- (3) その他必要な事項についての提言に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 観光地域づくりに関連する者
 - (3) その他、必要と認められる者
- 2 委員の任期は、要綱の施行の日から令和9年3月31日までとし、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会には次に掲げる役員を設置する。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は、委員の互選による。
3 副委員長は、委員長の指名による。
4 副委員長は、委員会の進行にあたり、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、機構事務局において所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
外部評価委員会委員名簿

(任期：令和7年6月19日～令和9年3月31日)

	氏名	所属等	区分
委員	豊田 哲也	徳島大学 教授	学識経験者
委員	高木 博代	モンドジャコモ株式会社 代表取締役	女性経営者
委員	佐藤 憲治	NPO法人 阿波農村舞台の会 理事長	NPO法人
委員	青木 伸太郎	徳島経済研究所 上席研究員	経済団体
委員	梯 学	ホテルサンシャイン徳島 総支配人	宿泊事業者
委員	浅野 敏司	スモトリ屋浅野総本店 代表取締役	遍路関係事業者